

## 案件 2（仮称）返子市保育の利用調整の基準に関する基準骨子案

### ◇制定の背景・目的

保育の優先度については、従前より返子市保育所入所に関する取扱要綱に基づき、優先度の高い方から順に入所の選考を行ってきましたが、子ども・子育て支援法に基づき、国より新たに優先利用の基準が通知されたため、国の優先利用の基準を踏まえて、基準の見直しを行うものです。

### ◇基準の概要

項目	国基準	本市基準案
優先利用等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とする。</li> <li>2 虐待又は DV のおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第 24 条第 5 項に基づく措置制度も併せて活用すること。</li> <li>3 「優先利用」の対象として考えられる事項についての例示 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ひとり親家庭</li> <li>(2) 生活保護世帯（就労により自立が助長される場合等）</li> <li>(3) 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>(4) 虐待又は DV のおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>(5) 子どもが障がいをもつ場合</li> <li>(6) 育児休業を修了した場合</li> <li>(7) 兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>(8) 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</li> <li>(9) その他市町村が定める事由</li> </ol> <p>※ このほか、選考の際に、保護者の疾病・障がいの状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。</p> </li> </ol>	国基準のとおりとします。

## ◇本市基準案

## ▽基本点数の設定

※基本的に現在の加点を踏襲します。

- ・就労時間が長い方の点数を高くする。
- ・就労は、①家庭外就労、②家庭内就労、③就労内定の順位で点数を高くする。
- ・疾病、出産、障がい、同居親族の介護、通学等については、個別の家庭の状況を踏まえて必要性を考慮する。

## ▽調整点数の設定

国で定めた優先事由とその対応

項 目	対 応(案)
1 ひとり親家庭	現在の(+50P)を維持
2 生活保護世帯で自立の助長に資する場合	新たに(10P)程度を加点する。
3 生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い	現在の(+10P)を(+50 P)に変更する。
4 虐待やDVのおそれがある場合	現在の(+50 P～)を維持。
5 子どもが障害を有する場合	新たに(5P)程度を加点する。 (選考した園が受入れ可能な場合に加算する。)
6 育児休業明け	現在の(+10P)もしくは(+5P)を維持。
7 きょうだいがい既に入所している同一の保育所等の利用を希望	現在の(+10P)を維持。
8 小規模保育事業などの卒園児童	新たに 20P 程度を加点する。
9 その他市町村が定める事由	待機期間に応じた加算等※後述

その他の調整点数の見直しの骨子

項 目	対 応(案)
待機期間への加点	<b>【求職中・内定等】</b> 現行のポイントを維持。 <b>【その他の場合】</b> 3カ月当り 5P とし、3カ月を単位で加点する。 ※従前は、6カ月で 10P。
認可外保育施設に子どもを預けている。	5P 程度を加点する。
65歳未満の保育可能な親族と同居している。	新たに 20 P 程度を減点する。
市外の保育所等に入所している児童の転園	10P 程度を加点する。 ※市外の保育所等の場合のみに限定

指数が同点であった場合の判断基準の変更点

- ・「保護者のどちらかが単身赴任している。」を追加する。